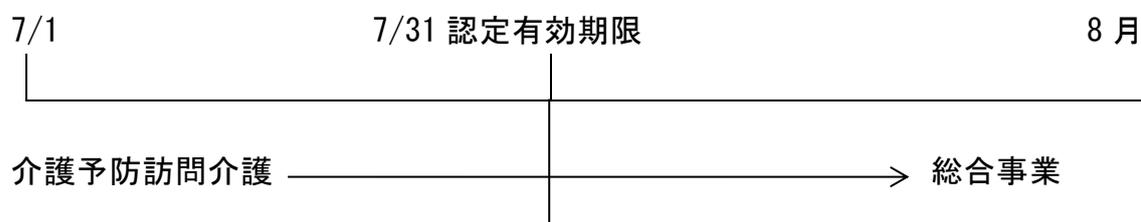




(3) 認定有効期限到来時（月末）に総合事業に移行する場合  
介護予防給付及び総合事業ともに日割り算定は行いません。

(例) 7/31 が認定有効期限で総合事業に移行する場合



総合事業については、介護予防訪問介護の契約解除日の翌日を起算日として日割り算定を行うこととなりますが、介護予防訪問介護の契約解除日は認定有効期限までに設定されることから、日割り算定は発生しません。